

第 24 期 第 11 回
別海町農業委員会総会議事録

令和3年4月28日 開会

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 1 1 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 3 年 4 月 2 8 日)

○開催日時 令和 3 年 4 月 2 8 日 (水)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 事務局職員の人事異動について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について (農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条の許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条の許可書の交付について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| | | |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 令和 3 年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段の面積を設定しないことの承認について |
| 日程第 14 | 議案第 8 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 15 | 議案第 9 号 | 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価 (案) 及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) の承認について |

○出席委員（25名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
3番	齊	藤	主	夫	4番	市	川	義	晴
5番	石	毛		剛	6番	藤	田	浩	義
7番	中	洞		薫	8番	加	藤	真	純
9番	畠	山	友	子	10番	大	内	敏	光
11番	芳	賀		均	12番	中	村	繁	男
13番	小	島		敏	14番	羽	石	健	一
15番	加	藤	和	広	16番	内	藤	宏	幸
18番	藤	井		実	19番	木	幡		誠
20番	浦	山	宏	一	21番	山	田	良	雄
23番	林		武	雄	24番	伊	藤		吉
25番	竹	花	新	吉					

○欠席委員（2名）

17番	阿	部	浩	22番	押	田	賢	二
-----	---	---	---	-----	---	---	---	---

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	椋	木	直人
総務担当	主事	佐	藤	美稀
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
農地調整担当	主事	佐	藤	大樹

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

19番	木	幡	誠	20番	浦	山	宏	一
-----	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席1.9番 木 幡 誠 ⑩

議席2.0番 浦 山 宏 一 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 6 件、議案 9 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 11 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 25 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 17 番阿部委員、22 番押田委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。19 番木幡誠委員、20 番浦山宏一委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「事務局職員の人事異動について」を議題に供します。

事務局より、報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（内山事務局長）

報告第 1 号、事務局職員の人事異動について。職員に事務の一部を委任する規程第 1 条により、次のとおり事務局職員の異動発令を行ったので報告する。

1 令和 3 年 3 月 31 日出向、主査 藤巻成司、別海町へ出向を命ずる。

2 令和 3 年 4 月 1 日出向、事務局長 中村公一、別海町へ出向を命ずる。主任 加藤美和、別海町へ出向を命ずる。

3 令和 3 年 4 月 1 日付昇任、主任 山下真弘、主査を命ずる。

4 令和 3 年 4 月 1 日付任命、別海町課長 内山宏、別海町農業委員会職員に任命する。事務局長を命ずる。別海町主任 志渡正勝、別海町農業委員会職員に任命する。主任を命ずる。事務局勤務を命ずる。別海町主事 佐藤美稀、別海町農業委員会職員に任命する。主事を命ずる。事務局勤務を命ずる。以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。ここで報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長(小野会長)

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について(農業経営基盤強化促進法)」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(川原主任)

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について(農業経営基盤強化促進法)。次の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で1件ございます。農地等売買事業により北海道農業公社が買い入れた土地について、一時貸付けを行う内容であります。旧所有者につきましては[]さんとなっております。こちらについては後の議案第5号で提案し御審議していただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]ー[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 竹林孝。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、年間[]円。以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

報告第2号の事務局説明が終わりました。ここであっせんに当たられた委員の説明を求めます。8番加藤委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

説明いたします。この案件は、[]さんの営農停止によりまして[]

さんが売買等事業によって5年賃貸後買うことになった案件でございます。
よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第3号、農地法第4条の許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、2月26日開催の第9回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。[]の農業用施設についての許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります3月18日としております。以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

んか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長(小野会長)

日程第4 報告第4号「農地法第5条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(山下主査)

報告第4号、農地法第5条の許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、2月26日開催の第9回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。

の山砂採取の許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります3月18日としております。以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（小野会長）

日程第5 報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第5号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。本件につきましては、4月16日及び4月19日に現地調査を行いました。

報告内容について、第1号は、計画高2万1,936^mに対して出来高2万1,000^m。第2号については、計画高7,575^mに対して出来高5,100^m。第3号については、計画高6,409^mに対して出来高も6,409^mであり、そのほかは申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては8番加藤真純委員。2号につきましては19番木幡委員。3号につきましては13番小島委員。それでは、加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

説明いたします。今回の現地調査は2班に分かれておりまして、ここに書かれてありますように4月19日に中春別推進班の芳賀副委員長、畠山委員と3名で見てまいりました。[]さんの土地を[]が火山灰採取した土地ですが、昨年うちに完了してしまして、春に更に綺麗に整地したようで現場は非常に良い状態でありました。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして、2号を19番木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

それでは説明いたします。4月16日に小島委員、中洞委員と事務局と4名で見てまいりました。これは永年に砂を採っている場所なので整地はされているのですが、まだ播種は入り口の方から通り道になっているものですからちょっとできない状況ですので、整地はされているので種まきは終わってからするのだろうと見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号を13番小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

はい、説明いたします。4月16日に見てまいりました。特に綺麗に整地されていて、綺麗になっておりました。補足をしますけれども、前回の総会だったかと思います。砂を採った後は草地への復元ということで意見が出まして、4月7日に[]さんに農業委員会に来てもらいまして、この経過につ

いてどういうふうに考えているのか、話を聞かせていただきました。あと2年くらいで今採っている場所の採取が終わるということで、それが終わってから全部草地にしたいとの話を受け、見てまいりました。その後も引き続き北側で砂採取をする予定であり、これからの資料については事業が完了後に草地にするという内容で提出しますということでしたので、報告いたします。

○議長（小野会長）

報告第5号の委員説明が終わりました。ここで報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（小野会長）

日程第6 報告第6号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

報告第6号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は30件の報告がありました。いずれも農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本件は4件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。借人、 番地の 、 。解約する土地、 — 外 筆、計 m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、平成29年2月1日から令和3年11月28日。合意解約成立の日、令和3年4月8日。土地の引渡しの時期、令和3年4月9日。解約の理由、合意解約。次号から第4号までの利用権の種類、合意解約成立の日、土地の引渡しの時期、解約の理由については同文ですので朗読を省略します。

第2号、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。解約する土地、 — 外 筆、計 m²。契約期間、令和2年3月30日から令和7年3月29日。

第3号、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。解約する土地、 — 外 筆、計 m²。契約期間、令和2年6月1日から令和7年5月31日。

第4号、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。解約する土地、 — 外 筆、計 m²。契約期間、平成30年4月1日から令和5年3月31日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

はい、加藤真純委員。

○8番 加藤真純委員

確認ですが土地の引渡しの時期6か月以内について具体的に説明をお願いします。

○議長（小野会長）

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

農地法第18条第2項において、「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前6か月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」とされており、今回でいいますと、合意解約が成立した日が4月8日、土地の引渡し時期が4月9日となっていますので、この間が6か月以内ということになります。以上です。

○事務局（機木主幹）

解約の契約を締結してから6か月以内に引渡しを行わなくてはならないということになります。今回の場合4月8日に契約して翌日には引き渡しているのですから法律どおりの期間となります。

○議長（小野会長）

今回の場合だと10月の何日かまでに土地を引き渡せばいいということですね。

○事務局（機木主幹）

はい。

○議長（小野会長）

よろしいですか。

○8番 加藤真純委員

これだと契約期間は過ぎてしまっているようですが問題ありませんか。

○事務局（機木主幹）

もともとの契約期間は影響せず、解約を決めた日から引渡しまでの期間が6か月以内ということですので問題はありません。

○8番 加藤真純委員

わかりました。

○議長（小野会長）

そのほか議案1号について何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地、[]。借人、[]番地、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]一[]外[]筆、合計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するもので、借人は父から全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は許可日から10年間です。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[]の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]一[]外[]筆、合計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長女の夫に全地使用貸借するため申請するもので、借人は義父から全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は許可日から20年間です。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]一[]外[]筆、合計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するもので、借人は父から全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は許可日から30年間です。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地[]、[]。

。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するもので、借人は経営規模拡大のため賃借を受けるものである。貸借期間は許可日から5年間です。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用賃借するため申請するもので、借人は父から全地使用賃借を受けるため申請するものである。次号から第8号まで許可を受けようとする理由は同文ですので朗読を省略させていただきます。貸借期間は許可日から30年間です。次号から第8号まで貸借期間は同文ですので朗読を省略させていただきます。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m²。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m²。

第8号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m²。

第9号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するもので、借人は経営規模拡大のため賃借を受けるものである。貸借期間は許可日から5年間です。賃料は 円で1ヘクタール当たり約 円です。

第10号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地の 、 。譲受人、 番地の 、 。次号から第12号の譲受人は同文ですので朗読を省略させていただきます。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため売り渡すもので、譲受人は経営規模拡大のため買い受けるものである。次号から第12号まで許可を受けようとする理由は同文ですので朗読を省略させていただきます。売買価格は 円で1ヘクタール当たり約 円です。

第11号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m²。売買価格は 円で1ヘクタール当たり約 円です。

第12号、申請人の住所氏名、譲渡人、
番地の、
。許可を受けようとする土地の表示、
ー 外 筆、合計
m²。売買価格は
円で1ヘクタール当たり約
円です。

第13号、申請人の住所氏名、譲渡人、
番地、
。譲受人、
番地、
。許可を受けようとする土地の表示、
ー 外 筆、合計
m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、
農地を有効活用するため売り渡すもので、譲受人は農地所有適格法人設立の
ため買い受けるものである。売買価格は
円で1ヘクタール当たり約
円です。

以上、議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の
説明を求めたいと思います。1号につきましては13番小島委員。2号につ
きましては25番竹花委員。3号につきましては1番及川委員。4号につ
きましては14番羽石委員。5号と6号につきましては8番加藤真純委員。7
号につきましては11番芳賀委員。8号につきましては8番加藤真純委員。
9号から13号につきましては7番中洞委員お願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは1号につきまして小島委員説明をお願いいたします。

○13番 小島委員

はい、説明いたします。
在住の
さんですが
に土地が隣
接しておりまして、この度親子間で10年の使用貸借を結ぶものであります。
よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして2号を竹花委員お願いいたします。

○25番 竹花委員

今までも使用貸借していまして、再設定するものとなります。よろしくお
願いします。

○議長（小野会長）

続きまして第3号を及川委員お願いいたします。

○1番 及川委員

同じように継続案件で、お父さんから息子さんに全地使用貸借するもので
す。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして第4号を羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、ご説明いたします。
さんの畑で、今経営している娘さんに

使用貸借していましたが、離農するにあたり全地解約し、
に賃貸するものであります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして第5号・第6号・第8号を加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

説明させていただきます。これらも今まで使用貸借されていたもので、
さんが30年、さんも30年、さんも30年で継続して再設定されるものであります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして第7号を芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

これも、今まで全地使用貸借契約を結んでいたものを継続更新ということで30年設定しました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして第9号以下の中洞委員お願いいたします。

○7番 中洞委員

はい、説明いたします。議案番号第9号につきましては、さんと
の間で賃貸借を行っていた土地ですが、その土地をが使
いたいということで、さんと 双方合意の上で解約し、
と賃貸借を結ぶものです。申請地においては、既にさんから
へ賃貸している土地と隣接しておりまして、全ての農地を有効
的に利用ができると判断してまいりました。よろしくお願いします。

それから10号から12号につきましては、それぞれの土地が賃貸してい
る土地と隣接しておりまして、一体的に利用できる農地であり、譲受人であ
る の土地に囲まれていることから、今回 が取
得することで、より効率的に利用できると判断してまいりました。

13号につきましては、昨年7月に が
さんから買い受けた土地ですが、今回、預託・育成の事業をメインとし
た新法人を設立しており、新法人でその土地を利用するため売買するもので
あります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

はい、議案第2号の委員説明が終わりました。それでは議案第2号につ
きまして先程の事務局からの説明も含めまして質疑を受けたいと思います。何
か御質問ございませんか。

○議長（小野会長）

はい、加藤真純委員。

○8番 加藤真純委員

議案第6号の5番を見ていただきたいのですが、
代表取締役 とありますが今回の申請の は代表取締役
が となっていますがどうということでしょう。

○事務局（山下主査）

はい、説明させていただきます。[]さんは令和2年に代表取締役が[]さんと、その息子の[]さんの共同代表になっておりまして、3条の申請書は[]さん名義で申請があったものですから、[]さんの名前で記載させていただいております。連名で申請をあげるといった決まりはなく、今回の申請に問題はないです。

○8番 加藤真純委員

この申請は良いにしても、先ほどの報告書は2人の名前が載った方が良いのではないですか。

○事務局（山下主査）

以前同じような問い合わせがありまして、北海道農業会議に確認した際には、共同代表であれば、どちらかの記載で構わないということで回答はいただいております。

○8番 加藤真純委員

法的に問題なければいいです。同じ日にこういった形で出てくると混乱の元になるかと思いますが仕方がないですね。

○議長（小野会長）

その他何か御質問ございませんか。はい、大内委員。

○10番 大内委員

第4号の賃貸価格はいくらですか。

○事務局（山下主査）

すみません、報告が漏れておりました。賃貸価格は年間で[]円、1ヘクタール当たり約[]円です。

○10番 大内委員

わかりました。

○議長（小野会長）

その他何か御質問ございませんか。

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。それでは議案を朗読します。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]、面積、8,176㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、牛舎外、計8,176㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、[]番地の[]、[]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]、面積、1万9,571㎡の内997.67㎡。目的、農家住宅建設。計画内容、住宅外、997.67㎡。転用基準、区分、一種農地。許可理由、農地法施行規則第38条及び第39条第1項。土地利用計画、農振地。転用者、[]番地の[]、[]。

第3号、許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]、面積、34万7,385㎡の内248.63㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、バンガーサイロ外、計613.67㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、[]番地の[]、農地所有適格法人、[]。以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。それでは現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号と2号につきましては14番羽石委員。3号につきましては13番小島委員。

○議長（小野会長）

それでは1号と2号の説明を羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、ご説明いたします。4月13日に上春別班全員と事務局で現地を調査してまいりました。現場は牛舎と防風林の間で作業通路と育成のパドックがある場所なので転用には問題ない場所と見てまいりました。

2号ですが、[]さんの住宅建設ということで、同じく13日に調査してまいりました。現場は住宅の私道のちょうど真向かいで、畑の角で必要最小限の転用となっていますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして3号を小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

4月16日に見てまいりました。もともとD型ハウスが建っていた場所ですが既に撤去されていまして、今使っているバンガーサイロの隣に新しくバ

ンガーサイロを増設するという事で、特に問題ないと見てまいりました。
よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第3号につきまして委員説明が終わりました。

○議長（小野会長）

それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問
ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案のとおり許可
することに決定します。

◎日程第10 議案第4号

○議長（小野会長）

続きまして日程第10 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可
申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次の者
から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可
の決定を求める。本申請につきましても、立地基準及び一般基準を満たし、
農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではない
と判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、
17万1,685㎡の内1万3,726㎡。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計
画内容、砂採取量2万272㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地
法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、
番地の、。転用者氏名、番地、砂利採
取販売業、。

第2号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、
10万8,126㎡の内8,356㎡。契約内容、目的は前号と同文で
す。計画内容、砂採取量5,310㎡。転用基準、土地利用計画は前号と同文
です。所有者氏名、番地の、。転用者氏名、前号

と同文です。

第3号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]、
11万8,399㎡の内1万3,766㎡。契約内容、使用貸借。目的、火山
灰採取。計画内容、火山灰採取量3万8,088㎡。転用基準、土地利用計画
は前号と同文です。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用
者氏名、[]番地、草地管理業、[]
[]。以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきましては13番小島委員。2号につきましては19番木幡委員。
3号につきましては8番加藤真純委員。

ここで、3号につきましては[]の案件であり、[]の役員であります[]委員につきましては農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（[]番 []委員、一時退席）

○議長（小野会長）

それでは3号につきまして、加藤真純委員説明をお願いいたします。

○8番 加藤真純委員

説明いたします。3号の[]さんの所有地ですが、先ほどの完了の続きで、丘のように急な勾配になっている畑を平らにする良い採取ではないかと思って見てきました。以上です。

○議長（小野会長）

それでは議案第4号の3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号の3号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

（[]番 []委員 着席）

○議長（小野会長）

それでは1号の説明を小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

さんの土地ですけれども、先ほど完了報告のあった続きの土地です。特に問題ないと思ってみてきました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続いて2号の説明を木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

これも先ほど完了届があった案件で、馬の背になっているところも後何年かとれば平らになるのではないかと思って見てきました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。ここで議案第4号の1号と2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号の1号と2号を原案のとおり許可することに決定します。

（11時00分から11時10分まで休憩）

◎日程第11 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第11 議案第5号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第5号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5の1の（6）による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本件は全部で8件ございます。全て利用権の設定となっております。それでは朗読させていただきます。

第1号については報告第1号の内容と重複しますので、設定する利用権から朗読させていただきます。

第1号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和3年4月30日。終期、令和8年2月28日。借賃、年間〇〇〇〇円。借賃の支払いの方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。次号から第8号まで利

用権の種類、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略します。

第2号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期、令和3年4月30日。終期、令和3年11月28日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、信夫委員と石毛委員です。

第3号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和3年5月30日、終期、令和6年5月29日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年12月末日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、山田委員と山崎委員です。

第4号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地、[]。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和3年5月1日。終期、令和8年4月30日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年10月末日までに指定口座に支払うものとする。調整委員、及川委員と大内委員です。

第5号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－5外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和3年4月30日。終期、令和7年3月29日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年11月末日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、及川委員と中村委員です。次号から第8号までの借賃の支払い方法は同文ですので朗読を省略します。

第6号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和3年4月30日。終期、令和7年3月29日。借賃、年間[]円。調整委員、及川委員と中村委員です。

第7号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和3年5月1日。終期、令

和 8 年 4 月 3 0 日。借賃、年間 [] 円。調整委員、竹花委員と木幡委員です。

第 8 号、利用権の設定を受ける者、[] 番地の []、[]。利用権を設定する土地、[] ー 外 筆、計 [] m²。利用権を設定する者、[] 番地の []、[]。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期、令和 3 年 5 月 1 日。終期、令和 4 年 4 月 3 0 日。借賃、年間 [] 円。調整委員、竹花委員と木幡委員です。

以上で議案第 5 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 5 号の事務局説明が終わりました。利用権設定の第 1 号につきましては報告第 2 号で説明済ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。2 号につきましては 2 6 番信夫代理。3 号につきましては 2 1 番山田委員。4 号から 6 号につきましては 1 番及川委員。7 号、8 号につきましては 2 5 番竹花委員。

それでは 2 号につきまして信夫代理お願いいたします。

○ 2 6 番 信夫代理

はい、2 号について説明いたします。この土地は議案第 1 号の合意解約で承認いただいた土地ですが、今まで一時貸付を受けていた [] さんが都合により間もなく搾乳を休止することから、近隣の [] さんに次の一時貸付者になっていただくこととなりました。今年の暮れの買取りを目指して頑張るということでしたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして 3 号につきまして山田委員お願いいたします。

○ 2 1 番 山田委員

はい説明します。3 0 年以上の継続案件であり、双方の意向で今回も同じ内容で 3 年間の賃貸借となります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして 4 号から 6 号につきまして及川委員お願いいたします。

○ 1 番 及川委員

はい、4 号ですが、継続案件で新たに 5 年の賃貸を結ぶこととなりました。5 号、6 号ですが、議案第 1 号で [] さんとの解約があった土地です。この度 [] さんと [] さんで借りることとなりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして 7 号、8 号について竹花委員お願いいたします。

○ 2 5 番 竹花委員

7 号ですが、[] さんが [] さんから借りている農地の更新案件です。同条件で更新するということになりました。8 号も賃借の更新案件です。賃借期間の期限到来に伴い売買の話も一時ありましたが、売買はしないで 1 年の設定で更新するということになりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

はい、議案第５号の委員説明が終わりました。それでは、議案第５号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第５号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第１２ 議案第６号

○議長（小野会長）

日程第１２ 議案第６号「令和３年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第６号 令和３年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について。令和３年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について承認を求めます。

本町のあっせん指導価格につきましては、平成１０年に８０万円を上限と設定して以降変更はございません。現状を踏まえまして、令和３年度においても、価格の設定は畑１ヘクタール当たり８０万円を上限とするものであります。以上で議案第６号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第６号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第６号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第６号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第１３ 議案第７号

○議長（小野会長）

日程第 1 3 議案第 7 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段の面積を設定しないことの承認について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第 7 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段の面積を設定しないことの承認について。農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段の面積、下限面積を、次の理由により設定しないことについて承認を求める。内容につきましては、議案書の方に提案理由、下限面積を設定しない理由について記載していますが、農業委員会が定める別段の面積、下限面積につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により農地の権利取得後、経営面積の下限を北海道は 2 ha と定めていますが、同法施行規則 1 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により農業委員会が別段の面積を設定することが出来ることになっております。下限面積を基準面積より小さく設定出来る基準としましては、下限面積以下の農家戸数が全体の 4 0 %を下回る場合となっております。本町につきましては、これらに該当しないことから、別段の下限面積を設定する必要が無いものと判断するものであります。以上で議案第 7 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 7 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第 7 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第 7 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 1 4 議案第 8 号

○議長（小野会長）

日程第 1 4 議案第 8 号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第 8 号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第 9 の 4 の規定により証明する。

今月は 2 件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]外筆、面積[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第2号、所在、[]—[]外筆、面積[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。以上で議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第8号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号、2号ともに7番中洞委員お願いします。

○7番 中洞委員

はい、説明いたします。1号につきましては、4月16日に木幡委員、小島委員と現地を見てきました。[]さんは在宅離農しており、申請地を自分の土地として残すためのものです。牛舎とD型が建っておりまして、非農地として判断してまいりました。2号につきましては、同じく4月16日に現地を見てまいりました。申請地は平成24年に[]さんが離農した時に[]に売買した土地であり、現在離農跡地を使っている[]が敷地周辺の非農地部分は事業で使用するため、分筆して買い戻すに当たり地目を変えるものです。現場は大型車両の駐車場や資材置き場として使われておりまして、非農地として判断してまいりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第8号の委員説明が終わりました。ここで議案第8号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第8号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第15 議案第9号

○議長（小野会長）

議案第9号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（機本主幹）

議案第9号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について。農業委員会事務の実施状況等の公表について（平成28年3月4日付27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき、当会における「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を次のとおり定めることにつき承認を求める。

農業委員会の情報の公表につきましては、農業委員会等に関する法律第37条に農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用、その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されているところですが、具体的な手続が定められております農業委員会事務の実施状況等の公表について（平成28年3月4日付27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき、前年度の点検評価案と本年度の活動計画案を作成しましたので、公表に当たり承認を求めるものです。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）です。

I、農業委員会の状況で令和3年3月31日現在の数字です。上段の表1、農業の概要につきましては、注釈に従い各統計及び農林業センサスに基づきまして、それに基づく数値を記入しております。

II、担い手への農地の利用集積・集約化です。こちらの面積等につきましても各統計における面積を記入しております。中段、3、目標の達成に向けた活動の活動実績ですが、利用権設定等促進事業などの農業経営基盤強化促進事業、農地売買等事業などの農地流動化施策を積極的に推進しまして、昨年度につきましては基盤強化促進事業が141件で、1,366ha、農地売買等事業が64件で1,552haとなっております。

III、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。上段から1、現状及び課題、2、令和2年度の目標及び実績、3、目標の達成に向けた活動、4、目標及び活動に対する評価となっております。昨年度におきましては新型コロナウイルス感染症の拡大で、これまでにない活動が制限される年となりました。

IV、遊休農地に関する措置に関する評価です。現状面積では6.3haとなっております。2、令和2年度の目標及び実績ということで、先ほどの遊休農地面積6.3haの解消を目標としておりましたが、解消実績につきましてはゼロとなっております。

V、違反転用への適正な対応です。違反転用面積につきましてはゼロとなっております。昨年の違反転用はございません。

VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1、農地

法第3条に基づく許可事務として103件、2、農地転用に関する事務といたしまして41件、こちらは4条と5条を合わせて41件となっております。3、農地所有適格法人からの報告への対応ということで、こちらは農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人からの定期報告になります。昨年の実施状況ですが、管内の農地所有適格法人数は147法人あります。このうち報告書の提出があった法人が、129法人です。昨年、報告書の提出がなく督促を行った法人が3法人ありますが、最終的には全法人からの提出をいただいております。

Ⅶ、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容についてですが、昨年についてはございません。

Ⅷ、事務の実施状況の公表等についてですが、総会等の議事録の公表につきましては町のホームページで公表しております。

3、活動計画の点検・評価の公表につきましても、町のホームページにおいて公表しております。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）です。

I、農業委員会の状況ですが、中段の面積欄で数字の訂正があります、修正をお願いします。農地台帳面積6万8,787、畑と牧草畑、計に記入されておりますが、正しくは6万8,525になります。

次に、II、担い手への農地の利用集積・集約化で、1、現状及び課題、2令和3年度の目標及び活動計画、III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進となっており、参入目標は昨年実績と同じ、2経営体としております。

IV、遊休農地に関する措置ということで遊休農地の面積につきましては6.3haとなっております。2、令和3年度の目標及び活動計画といたしまして6.3haを解消目標面積と設定しております。

V、違反転用への適正な対応ということで、今年度につきましても違反転用0haということで目標としております。以上で、議案第9号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第9号の事務局説明が終わりました。ここで議案第9号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

はい、信夫代理。

○信夫代理

農地所有適格法人からの報告のところで、管内の農地所有適格法人数と提出した法人数が違うようですが、これはどういう意味なのですか。

○議長（小野会長）

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

こちら管内の147法人に対して提出129法人という理由ですが、こちらのデータは3月31日現在の数字になっておりまして、その後4月2日に十数件の提出があったものと、令和2年度中に新規法人が多く設立されてお

りますので、その誤差となります。

○議長（小野会長）

よろしいですか。

○信夫代理

はい。

○議長（小野会長）

そのほか議案 9 号について何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 9 号を原案のとおり決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。

これをもちまして、第 11 回総会を閉会します。